

戦争観の変化と集団的自衛権について

野村佳正

はじめに

巷間、集団的自衛権という言葉が賑わっている。そもそも、集団的自衛権という概念はいかに成立したのであろうか。その成り立ちを歴史的に解き明かすことが本論文の目的である。

この問題は、集団的自衛権を議論するうえで極めて重要である。なぜなら、集団的自衛権の意義を正確に理解するためにはその成り立ちを理解することが必要不可欠だからである。

このため、まず集団的自衛権の概念が必要となった無差別戦争観が生じた背景について明らかにする。次に無差別戦争観と集団的自衛権の関係について述べた後、近代における違法戦争観と集団安全保障の関係について述べ、集団的自衛権と集団安全保障の差異について述べる。

1 中世と正戦論

(1) 中世とは

中世とは歴史学的に見れば、四七五年西ローマ帝国滅亡から一四五三年東ローマ帝国滅亡までである。この時期の出来事としては、対外戦争としての十字軍や叙任権問題としてのカノッサの屈辱、内政問題としての宗教裁判が挙げ

られる。これらはいずれも、ローマ帝国滅亡以後のヨーロッパ世界の秩序の源泉はキリスト教であったことを示している。このことは、当然キリスト教を信奉する組織である旧教（ローマカトリック）が権威を持つことを意味する。したがって、中世の特徴は上は国政から下は庶民の生活に至るまでローマカトリックが支配していたといっても過言ではない。

千年続いたこの体制も、一〇九六年から二百年続いた十字軍の遠征を経て、次第に疑問が生ずるようになった。その疑問とは「これほどの神の教え（教会の指導）に忠実なのに不幸（争い）が絶えないのはなぜか？」ということである。この疑問は時を経るに従い大きくなり、一五一七年宗教改革として顕現する。それは、疑問に対する答えは「神の教えとローマカトリックの指導は別物ではないか。」ということである。ここから、新教（プロテスタント）が発生する。

(2) 三十年戦争

宗教改革は、新教対旧教の宗教戦争を引き起こした。その流れは百年続き、最大にして最後の宗教戦争が一六一八年に始まる三十年戦争であった。旧教国は、オーストリア、ハンガリー、スペイン、バイエルンといった国々で、新教は異端であり、神の心に背くと言い放った。一方新教国は、スウェーデン、デンマーク、ブランデンブルグ、ネーデルランド、イングランドといった国々で、旧教は欺瞞であり、神の心ではないと主張した。三十年戦争の特徴は、お互いが神の名にかけて正義と信ずる戦争だったことにある。このため、際限のない殺し合いが続いた。この宗教戦争は途中から旧教国フランスが新教側にたつて参戦を機に、フランスとオーストリアのヨーロッパの覇権をかけた民族戦争に変質する。これにより正義による殺し合いに拍車がかかった。異質なものに対する嫌悪感は想像を超えるものがあつたのである。この影響で、主戦場となったドイツのある地方は人口が三十パーセントまで落ち込んだといわ

れている。大東亜戦争において一億の人口を持つ日本の損害が、軍民間合わせて三百万人だったことを考えれば、正義の戦争に残酷性が理解できる。

新旧ともに殺し疲れて戦争は終盤を迎えた。そこで民族を単位とする参戦諸国は、正戦（正義の戦争）の限界と国際法の必要性を思い知ったのである。

2 近代と無差別戦争観

(1) 無差別戦争観とは

ヨーロッパ社会は、正戦の残酷さを思い知ってしまった。そして宗教にとられるべきではないとの結論を得た。本来人類に幸福をもたらすはずであった宗教にとってなんと逆説であろうか。そして宗教家にとってなんと屈辱であろうか。宗教では平和を維持できないのである。ここで生じたのが法律によって治める、いわゆる法治国家である。そしてその場合の主要な戦争観が無差別戦争観であった。

無差別戦争観とは、本来国際法の用語である。その意義は、戦争発生原因の正邪に関わらず、国際法を平等に適用することである。この考え方は、戦争は、道徳上の正邪ではなく、国家政策の延長に過ぎない。それは旧教国フランスが新教国側に立って参戦したこともわかる。そして、そうであるならば、戦争の遂行は戦争目的達成に局限されるし、されるべきである。したがって、ここでの宗教の役割は限定的である。それは戦争の正邪や性格を決めるものではなく、戦争を行うに当たったの道徳であり、心の救済である。これを仁愛と称した。要するに、戦争そのものを国家の権利として認めるが、戦争被害を極限しようという考え方である。

(2) 集团的自衛権の発生

たしかに、無差別戦争観は道徳心の発露として戦うことから人類を解放した。ところが、問題がなかったわけではない。それは戦争が始まった場合、仲裁者がいなくなつたその一方で、戦争の敷居が低くなつたことである。それまで戦争の正邪を決めていたローマ法王の權威が否定された以上、宗教的權威で戦争を取めることはできなくなつた。また、戦争は国家政策であるならば、強国の意志によりいつでも開始できることになる。これらを突き詰めると強国による支配を是認したことになる。

では、弱小国はどう対処すべきか。そこで発生した政策が同盟政策、これを支える概念が集团的自衛権である。同盟政策は、複数の国家が共通の脅威に対し共同で対処することである。このため、ある国家が侵略を受けた時、他の国家も同様に侵略を受けたものとして行動する。ここに国際法上の疑義が発生する。国際法においては、戦争は国家の権利として是認されているが、戦争目的達成の範囲に限定される。であれば、他国の利益のために戦うことは戦争目的達成に範囲に含まれるのであろうか。なぜなら、実際に侵略されていない国は自らの戦争目的がないことになるからである。この疑義を解決した概念が集团的自衛権であつた。自国が侵略を受けた時に防衛する権利である個別自衛権とは別に、同盟国が侵略を受けた時にも同様に行動しうる集团的自衛権の存在を認めることにより、この疑義は解決した。そして、大国の支配を免れることが可能になつたのである。

(3) 第一次世界大戦

この戦争観は三百年続いた。ところが、戦争観そのものを大きく変える戦争が発生した。第一次世界大戦である。この地球を二分した大戦はその烈度の激しさから、違法戦争観という新たな戦争観を生み出した。

第一次世界大戦にいたるまでに、産業革命とフランス革命を経験したため、兵器の大量生産と軍隊の大量動員が可

能になっていった。ここから、三国同盟（独、奥、伊）対三国協商（英、露、仏）が対立した時、集団的自衛権は際限のない軍備拡張競争となっていた。その中で大戦は勃発したのである。この大戦は四年以上の長期にわたり、戦死者は数千万単位となった。そしてその中で、戦争は文明の破壊であり、このままでは人類そのものが滅亡するといふ危機感を人類は共有するようになり戦争は終結した。

3 現代と違法戦争観

(1) 違法戦争観とは

これからは戦争が一旦始まると想像を超えた大きな被害が生ずる、と考えた国際社会は、戦争観を無差別戦争観から大きく変えた。これが違法戦争観である。違法戦争観では、従来、戦争は国家政策の一部と考えていたものを否定し、戦争そのものが悪であり違法なものとする考え方である。この考え方は国際連盟の連盟規約で集団安全保障として制度化される。この集団安全保障体制は、加盟国はもし紛争が起こったならば話し合いで解決する。武力を用いた国があった場合は加盟国全体への脅威とみなし、加盟国全体で対処するというものであった。特定の国を脅威とせず、侵略という概念そのものを加盟国全体への脅威ととらえる点で集団的自衛権とは異なる。連盟に米国が参加しなかったため、当初、その実効性が疑われた。なぜなら、集団安全保障体制は加盟国の主権の制限を意味するが、大国のひとつである米国が参加しない以上、主権の制限を他国に強制できるか疑問だったからである。しかしながら、欧州の集団安全保障であるロカルノ条約、太平洋の四か国条約、不戦条約により、米国を含む地球規模の戦争違法化体制が確立した。

(2) 集団安全保障体制の限界

違法戦争観による集団安全保障は、戦争の概念を変える画期的な発明であった。しかしながら、第二次世界大戦の発生を止めることはできなかった。なぜなら、集団安全保障には大きな限界があったからである。それは、ひとつは自衛戦争を否定できなかったこと、今ひとつは勃興する新興勢力が民族自決を前面に押し出し現状変更を迫ったことであった。これら単体ではそれほど問題ではない。問題はこれらが複合した時、新たな戦争が始まったことである。たとえば、日本政府は満州事変を自衛権の発動で説明している。そして満州人による建国としているのである。これに対し、連盟は合意形成ができず有効な手段をとることができなかった。

おまけ

第二次世界大戦後、国際連合が発足した。国連憲章においては基本的に集団安全保障を基軸としている。その意味では、現在も戦争違法化体制にあるとあってよい。ただし、加盟国の合意形成に遅れ、第二次世界大戦を抑止できなかった苦い経験に鑑み、集団的自衛権による集団防衛によって戦争抑止を効果的にしている。つまり集団的自衛権による集団防衛と違法戦争観による集団安全保障は戦争抑止のための車の両輪なのである。

ただし、これをもってしても問題解消というわけではない。無差別戦争観の下では、宣戦布告、軍事作戦、講和条約といったいわゆる戦争を管理する手段が確立していた。ところが、違法戦争観では、本来戦争はあってはならないものとしているため、紛争当事者は一方的に悪者とされるか、さもなければ、戦力引き離しによっていつまでも和解できない状態が続いてしまう。未だ戦争を抑止するための人類の戦いは続くのである。そして宗教家の祈りも続くのである。

主要参考文献

- 日本国際法学会編『日本と国際法の二〇〇年第十卷』（三省堂、二〇〇二）
- 伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制』（吉川弘文館、二〇〇二）
- 篠原初枝『国際連盟』（中央公論新社、二〇一〇）
- 岡部健彦『世界の歴史第二十卷 二つの戦争』（講談社、一九七八）